

令和3年12月28日

各位

会社名 株式会社ウェッジホールディングス
代表者名 代表取締役社長兼 CEO 此下 竜矢
(コード 2388 東証 J A S D A Q 市場)
問合せ先 開示担当 小竹 康博
(TEL 03 - 6225 - 2207)

財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備に関するお知らせ

当社は、金融商品取引法第24条の4の4第1項に基づき、関東財務局に提出する2021年9月期の内部統制報告書において、2017年9月期に発生したタイ証券取引委員会が指摘した連結子会社の融資取引の調査と、当社が当該融資取引について2017年9月期から引き続き保守的な会計処理を行っていることに起因して、開示すべき重要な不備がある旨を記載いたしますので、お知らせいたします。

記

1. 開示すべき重要な不備の内容

当社グループの重要な持分法適用関連会社である Group Lease PCL. (以下「GL」という。)において、有価証券報告書の経理の状況の追加情報に関する注記(持分法適用関連会社 Group Lease Holdings PTE. LTD. が保有するタイ SEC 指摘 GLH 融資取引に関する影響について)に記載の事象が発生しております。

GLは、その子会社 Group Lease Holdings PTE. LTD. (以下「GLH」という。)を通じ、中小企業及び戦略的ビジネスパートナーへの貸付(以下「GLHH 融資取引」という。)を行っております。GLは、キプロス及びシンガポールの借主に対する GLH 融資取引について、2017年10月16日及び同月19日に、タイ証券取引委員会(以下「タイ SEC」という。)から GL 元役員の不正行為や利息収入の過大計上、関連する決算の訂正などの指摘を受けました。また、タイ SECは、タイ法務省特別捜査局(以下「タイ DSI」という。)に対し、調査を進めるよう、申し立てを行い、現在、タイ DSI による調査が行われております。

当社グループでは、タイ SEC の指摘の事実関係等について調査するため、第三者委員会を設置し GLH 融資取引を調査しました。また、GLでは、新たに、キプロス及びシンガポール借主への GLH 融資取引に対して独立した監査法人による特別監査を実施しておりますが、現時点においてもタイ SEC の指摘の根拠を特定することはできておりません。

当社では、第三者委員会の調査結果等も踏まえ、今後、タイ捜査当局による捜査並びに指導により会計的な影響の及ぶ可能性等を考慮し、2017年9月期に、タイ SEC 指摘の GLH 融資取引に関連する貸付金債権全額(営業貸付金及び未収利息)に対して保守的な観点から貸倒引当金を設定し、営業貸付金元本相当については特別損失に貸倒引当金繰入額を計上し、未収利息相当については、売上高から減額する処理をし、それ以降の売上高計上は取りやめております。

また、2018年7月31日に、GLではタイ SEC の決算訂正命令に対応して比較情報としての2016年12月末決算を含む2017年12月末決算を訂正しました。当該 GL の過年度決算の訂正は、タイ SEC の決算訂正命令に対応したのですが、訂正原因となる誤謬が特定されていないこと等を考慮し、当社としましては、GL の訂正処理は当社の決算処理には反映させず、従前の会計処理を踏襲することといたしました。

これらの会計処理及び開示に関して、連結財務諸表に対する会計監査人の監査意見は、限定付適正意見となっております。

上記のとおり、当社の財務報告に係る内部統制は、過去の決算の訂正を含むタイ SEC の指摘に対して、問題となっている海外持分法適用関連会社 GLH の特定の融資取引に対するタイ SEC の指摘の根拠を特定することができていない状況となっており、連結財務諸表に対する会計監査人の監査意見では当該事象は監査範囲の制約としての限定事項となりました。

このため、GLH の特定の融資取引に関連して、親会社としての海外持分法適用関連会社管理・情報収集管理体制や決算財務プロセスには不備があると評価せざるを得ない状態となっており、これらは開示すべき

重要な不備に該当すると判断いたしました。

2. 事業年度末までには是正できなかった理由

上記の財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備が、当事業年度末日までには是正できなかった理由は、GLHの融資取引について、これまで実施している当社グループによる内部調査に加え、外部第三者委員会調査及び、GLHが実施している特別監査においても、GLH融資取引についてタイSECの指摘の根拠を特定できていないこと、及びタイ捜査当局の調査手続き中であり、今以上その情報（源）を入手することが困難である状況が継続していることによるものです。

3. 開示すべき重要な不備の是正方針

当社は、特に上記に記載した問題が生じている持分法適用関連会社の監査機能の充実、及び当該持分法適用関連会社からの情報収集機能を向上させることを目的として、GLにおきましては同社監査委員会の刷新を実施し、加えて当社代表取締役CEOがGLの取締役を兼務すること、並びに当社取締役で海外事業を所轄する取締役がGLの取締役を兼務することで内部監査体制の充実と、シームレスな情報収集体制を構築しております。このような体制により、海外子会社の情報収集に加えて、タイ捜査当局等とのやり取り、並びに社内決定に至るまでの過程の情報などもタイムリーに入手することが可能となっておりますので、不備の是正ができるよう、引き続きこの体制を継続し、適正な内部統制を整備・運用していくことに役立てていきたいと考えております。

当社といたしましては、当社グループ全体として有効な内部統制の整備、運用及び評価体制を構築し、財務報告の信頼性を確保してまいります。

4. 連結財務諸表等に与える影響

上記の開示すべき重要な不備に起因する財務諸表への影響につきましては、まだ特定はできていないものの、現時点で考えられる最大限の内容を、2021年9月期の有価証券報告書に反映させております。引き続き事態の収拾に最善を務めるとともに、ご報告すべき事項が生じた場合には改めてご報告させていただきます。

5. 財務諸表の監査報告における監査意見

限定付適正意見となっております。

株主、投資家の皆様をはじめとする関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をお掛けしますことを深くお詫び申し上げます。

以 上